

○内閣府  
文部科学省 令第一号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十四号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十一年十一月十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

文部科学大臣 川端 達夫

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年<sup>総理府令</sup>文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中、「第一条の二第二号」を「第二条第二号」に改める。

附 則

この命令は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令の一部を改正する命令新旧対照条文

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令（昭和五十年総理府令・文部省令第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の銃砲の範囲を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第二条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の銃砲の範囲を定める命令</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令第一条の二第二号の内閣府令・文部科学省令で定める銃砲は、明治十八年以前に製造されたものとする。</p>